

その資産、特例対象かもしれません！

ある一定の要件を満たした場合、特例が適用され固定資産税が減額になります。特例対象資産をお持ちの方は、償却資産申告書・種類別明細書とともに、次の提出書類を添付して申告してください。

特例対象資産の主な例

1 中小企業等経営強化法にかかる特例（地方税法附則第15条44項）

1) 対象者：資本金額1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主等のうち、先端設備等導入計画の認定を受けた者（大企業の子会社を除く。）

2) 対象設備：投資利益率が年平均5%以上の投資計画に記載された以下の設備

設備種類	取得金額
機械装置	160万円以上
測定工具及び検査工具	30万円以上
器具備品	30万円以上
建物附属設備（家屋と一体となって効果を果たすものを除く。）	60万円以上

3) その他要件：生産、販売活動等の用に直接供するもの／中古資産でないこと

4) 取得期間：令和5年4月1日から令和7年3月31日に新規取得したもの

5) 提出書類：以下のとおり（※①②③④はすべて写しでご提出ください。）

<賃上げ表明無し>

特例計算届書、①計画認定書、②計画申請書、③投資計画の事前確認書

<賃上げ表明有り>

特例計算届書、①②③に加えて、④従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面



6) 特例内容：

取得時期	適用期間	対象資産の課税標準額
<賃上げ表明無し> 令和5年4月1日から令和7年3月31日	3年間	2分の1
<賃上げ表明有り> 令和5年4月1日から令和7年3月31日	5年間	3分の1（3分の2軽減）
<賃上げ表明有り> 令和6年4月1日から令和7年3月31日	4年間	3分の1（3分の2軽減）

※先端設備等導入計画の申請・認定については、生活環境部産業振興課（042-335-4142）へお問合せください。

※償却の特例については、市民部資産税課償却資産係（042-335-4447）へお問合せください。

2 再生可能エネルギーに係る特例（地方税法附則第15条第25項）

- 1) 対象資産：再生可能エネルギー源を電気に変換する設備以外の設備（特定再生可能エネルギー発電設備）
- 2) 取得時期：令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得されたもの
- 3) 特例内容：次のとおり



<太陽光発電>

提出書類：特例計算届書、再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けて取得したことが分かるもの（補助金決定通知書の写しなど）

発電出力	根拠条例	特例内容
1, 000 kW未満	市税条例付則第8条の2第2項	3年間、該当資産の課税標準額が2分の1
1, 000 kW以上	市税条例付則第8条の2第7項	3年間、該当資産の課税標準額が12分の7

<風力発電>

提出書類：特例計算届書、固定価格買取制度の認定を受けていることが分かるもの

発電出力	根拠条例	特例内容
20 kW未満	市税条例付則第8条の2第8項	3年間、該当資産の課税標準額が4分の3
20 kW以上	市税条例付則第8条の2第3項	3年間、該当資産の課税標準額が3分の2

<水力・地熱・バイオマス>

提出書類：特例計算届書、固定価格買取制度の認定を受けていることが分かるもの

種類	発電出力	根拠条例	特例内容
水力発電	5, 000 kW未満	市税条例付則第8条の2第10項	3年間、該当資産の課税標準額が2分の1
	5, 000 kW以上	市税条例付則第8条の2第9項	3年間、該当資産の課税標準額が4分の3
地熱発電	1, 000 kW未満	市税条例付則第8条の2第4項	3年間、該当資産の課税標準額が3分の2
	1, 000 kW以上	市税条例付則第8条の2第11項	3年間、該当資産の課税標準額が2分の1
バイオマス発電	1万 kW未満	市税条例付則第8条の2第12項	3年間、該当資産の課税標準額が2分の1
	1万 kW以上 2万 kW未満	市税条例付則第8条の2第5項	3年間、該当資産の課税標準額が3分の2
	一般木質・農産物残 さ区分に該当する もの	市税条例付則第8条の2第6項	3年間、該当資産の課税標準額が7分の6

特例計算届書は府中市のホームページからダウンロードできます。郵送も可能ですので、ご希望の際はご連絡ください。

【問合せ先】

府中市市民部資産税課償却資産係

電話：042-335-4447

